

行稱牒

に風雨故直に坂本へ御座被成候に付、何れも馬上にて御供被成候。○申利家様は合羽笠召候が、何事も無御座候。

〔伊勢路の玄るべ〕四日市。○略申町中にて、雨衣并に油紙を彩色たるたばこ入をうる。

〔新撰字鏡巾〕幘幟同古了反、上、行牒也、牟加波支。

〔倭名類聚抄十四行旅具〕行牒

釋名云、行牒音與牒同、行牒和名無加波岐、行牒也、言裏脚可以跳牒輕便也、無

〔箋注倭名類聚抄六行旅具〕原書釋衣服云、幅所以自幅束、今謂之行牒、言以裏脚可以跳牒輕便也、無

牒也二字、按牒也二字似不可無、廣本作行牒也三字非、按毛詩正義云、說文云牒緘也、名行牒者、言行而緘束之、故云幅其牒也、雖與釋名其解不同、然行牒即行纏牒巾之類、非无加波岐、采菽詩云、邪幅在下、毛傳、邪幅幅幅也、所以自幅束也、鄭箋邪幅如今行牒也、幅束其牒、自足至牒是亦可證行牒牒巾之類也。

〔伊呂波字類抄无雜物〕行牒ムカバキ

〔東雅八用〕履ムカバキ○中、ムカバキといふは、向股などいふが如く、兩股に著くの義にて、ハバキといふは、脛著の義なるべし。

〔倭訓栞前編三十一〕むかばき 禮内則に幅をよみ、和名鈔に行牒をよめり、行牒も同じ、新撰字鏡

に幘をよみ、行牒也と見えたる、三議一統にうつと、いふ所の名見えたる、向脛巾の義なるべし、むかも、といふ如し、進士志定茂が有馬の湯に行とて、行牒を人にかりてはくすべ知らざりし事、著聞集に載たり、承元の比まで猶玄かぞありける、

〔令義解六衣服〕武官禮服

衛府督佐、兵衛佐、不在此限○中、錦行牒、謂牒緘所以覆股也、令衣不飞揚者也、

〔高忠聞書〕一行牒のわり合事、夏毛と秋ふたげとわり合する時は、夏毛は前へ也、秋ふたげは後へ